

覚書

Servare et Manere

平和の木の実施を担当する NGO

と

ワールドピースベル協会

の間の

導入規定

この覚書の主題は、この覚書に示されている範囲内で、世界各国間の平和の発展、相互理解および友情の深化に関する活動における締約国間の協力のための一般的な枠組みを設定することです。

両当事者は、国際協力の拡大に関心を持ち、平和を発展させ、国家間の理解と友情を深めるという分野で共通の目標を持っており、相互に協力し協力することに関心を示した。

Servare et Manere (以下「SeM」)

住所：Platanová 3225/ 3, 010 07 ジリナ、スロバキア、欧州連合

ID № : 4207 2549

代表者：マレク・ソボラ CEO

Servare et Manere は、スロバキア共和国内務省によって登録されたスロバキアの非政府および非営利の市民団体です。VVS / 1-900 / 90-35334。

ワールドピースベル協会、東京本部 (以下「WPBA」)

住所：東京都中央区八丁堀 4-10-2 八丁堀ビル 5F

代表者：佐藤克己 国際理事長

(以下「締約国」) は、相互利益と支援の原則に基づき、自主的に以下の覚書を締結しました。

第 1 条

覚書の当事者の特徴：

1. **Servare et Manere** は、すべての大間に少なくとも 1 つの平和の木を植えることによって平和のメッセージを促進するために設立された、国際プロジェクト Tree of Peace の開発を担当するスロバキアの組織です。このプロジェクトは、もともと第一次世界大戦の終わりの 100 周年に関連していました。それ以来、国家間の平和と友情のアイデアを促進し、自然に対する平和と記憶の象徴として植樹を通じて生態学的メッセージを広めることに焦点を当てるよう進化しました。なぜなら、国家間の理解や天然資源の悪用に反するすべての行動は大きな犠牲につながるからです。平和の木は、ヨーロッパの国際的で厳密に非政治的なプロジェクトです。



2.ワールドピーズベル協会は、日本の寺院の鐘を世界中の場所に鋳造して設置することにより、世界平和運動の意識を高めることを目指す日本の組織です。協会の主な目標は、核兵器廃絶を訴える政治、宗教、思想、哲学、人種問題を超えて、世界最大の人類の不幸と罪悪である戦争を廃止することです。この協会は、国際交流の実施、世界の他の国々との相互理解の深化、知識と文化の拡大、そして厚意による世界平和の輪の拡大を目的として設立されました。

第2条

この覚書の目標を実行する意図で、両当事者は一般に、以下の分野で互いに協力することに合意しました（詳細は後日詳しく説明します）。

- ・覚書の両当事者の平和への取り組みに関する作業の相互承認、
- ・国内および国際レベルでの平和運動の推進、
- ・無意味な戦争の終結に関する活動への支援、
- ・自然と環境保護、
- ・国家間の友情と理解を目的とした活動への支援、
- ・パートナーの活動について自国の一般市民に通知する。

第3条

締約国は、自らの可能性の範囲内で、締約国にとって最も受け入れられる形で、平和の発展と維持に関して、相互に協力の形を発展させることに合意した。

第4条

締約国は、可能な機会に基づいて相互に協力の形態を発展させることに合意した。覚書に署名することは、締約国がすべてのプロジェクトで協力しなければならないことを意味するものではありません。むしろ、両当事者は共通の目標を持っているため、覚書は将来の共通の協力の機会を開きます。

第5条

両当事者は、関連する議定書または覚書の両当事者による書面による承認後に有効となる、この覚書の修正および変更を実行する権限を与えられています。

第6条

両当事者は、この覚書の履行の過程で発生する可能性のある不一致を友好的に解決し、可能な限り裁判所の訴訟を回避するよう努めることに同意しました。

第7条

この覚書に基づいて想定される協力または協力に関連して支払われる費用および費用は、当事者間で発生する場合に合意される詳細な取り決めに従うものとします。



第8条

この覚書は、法定の署名の日に有効になります。

両当事者の代表者であり、リリースの翌日に発効します。

両当事者のウェブサイト。それは5年間有効であり、いずれの当事者も通知しない場合、有効期間は5年ごとに自動的に延長されます。

撤回する場合は、遅くともこの覚書から撤回する意向を書面で他の当事者にたいして有効期限の6か月前に通告しなければならない。撤回は、すべてのこの覚書の条件に組み込まれている既存の事業にたいして満たされなければならない。この覚書の当事者はいずれも、書面で6か月前に通知することにより、理由なくいつでも相手に対して覚書を提出する事によって覚書を終了する権利を有するものとします。

以下の人物がこの覚書の履行に責任を負います。

SeM を代表して：マレク・ソボラ CEO

WPBA を代表して：佐藤克己 国際理事長

この覚書は、英語で2部、日本語で2部、合計4つのコピーで実行されます。

各当事者は、英語の1部と日本語の1部のコピーを取得するものとします。

4つのコピーすべてにオリジナルの有効性があります。

ジリナ、スロバキア：..... 、2021

東京、日本：2021年6月22日

SeM に代わって： マレク・ソボラ、CEO

WPBA に代わって： Signature protection
佐藤 克己、国際理事長

